

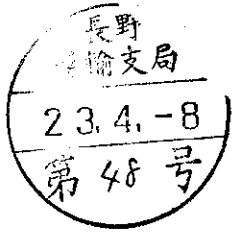
長運輸第42号の2
平成23年4月11日

一般貨物自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長

東日本大震災の影響による事業計画の緊急対応について

標記について、平成23年4月6日付け北信交貨第5号により北陸信越運輸局自動車
交通部長から別紙のとおり通知があったので、了知願います。



北信交貨第5号
平成23年4月6日

長野運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部長

東日本大震災の影響による事業計画の緊急対応について

標記について、自動車交通局貨物課長から別添のとおり通達があったので了知されるとともに、関係者に対し周知願います。



国自貨第13号
平成23年4月5日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局貨物課長
(公印省略)

東日本大震災の影響による事業計画の緊急対応について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災により、被災地域（岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の全域並びに青森県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の区域のうち災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。）に営業所を有する事業者に対する緊急時の対応として、当該営業所に係る貨物自動車運送事業法の規定に基づく認可又は届出について、事前に行うことを要しないこととし、事後的に手続きを行うことを認める。当該手続きについては、平成23年6月30日までの間に認可申請又は届出を行うこととする。

また、事後手続きが必要な届出や報告について、平成23年6月30日までの間、その手続きを猶予する。

国自貨第13号の2
平成23年4月5日

(社)全日本トラック協会会長 殿

自動車交通局貨物課長

東日本大震災の影響による事業計画の緊急対応について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に周知徹底を図られたい。

国自貨第13号の2
平成23年4月5日

(社)全国霊柩自動車協会会長 殿

自動車交通局貨物課長

東日本大震災の影響による事業計画の緊急対応について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に周知徹底を図られたい。

貨物自動車運送事業法（平成元年十二月十九日法律第八十三号）（抄）

（事業計画）

第八条 一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。

2 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

第九条 一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 （略）

3 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

貨物自動車運送事業法施行規（平成二年七月三十日運輸省令第二十一号）（抄）

（事業計画）

第二条 法第四条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主たる事務所の名称及び位置

二 営業所の名称及び位置

三 各営業所に配置する事業用自動車の種別（霊きゅう自動車又は霊きゅう自動車以外の自動車（以下「普通自動車」という。）の別をいう。以下この号及び第六条第一項において同じ。）及び事業用自動車の種別ごとの数

四 自動車車庫の位置及び収容能力

五 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

六 特別積合せ貨物運送をするかどうかの別

七 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別

2・3 （略）

（事業計画の変更の届出）

第六条 法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更

二 各営業所に配置する運行車の数の変更

2・3 （略）

第七条 法第九条第三項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

一 主たる事務所の名称及び位置の変更

二 ~ 四 （略）

2・3 （略）

平成23年3月24日(18:00)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
災害救助専門官 金子 雄一郎(内線2899)
救助係長 吉田 卓郎(内線2819)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2614

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について
(第11報)

1 災害の概要

東北地方太平洋沖を震源とする地震により、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とするため、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県は災害救助法の適用を決定した。

東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要があるため、東京都は災害救助法の適用を決定した。

また、千葉県においては、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市及び浦安市において多数の住家に被害が生じたため、千葉県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【岩手県】			
宮古市(みやこし)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。 また、千葉県においては、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市及び浦安市において多数の住家に被害が生じている。	
大船渡市(おほふなとし)	〃		
久慈市(くじし)	〃		
陸前高田市 (りくぜんたかし)	〃		
釜石市(かまいし)	〃		
上閉伊郡大槌町 (かみへいぐんおおつちまう)	〃		
下閉伊郡山田町 (しもへいぐんやまだまち)	〃		
下閉伊郡岩泉町 (しもへいぐんいわいづみまち)	〃		
下閉伊郡田野畑村 (しもへいぐんたのたばら)	〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【岩手県】</p> <p>下閉伊郡普代村 (しもへいぐんふだいむら)</p> <p>九戸郡野田村 (くのへぐんのだむら)</p> <p>九戸郡洋野町 (くのへぐんひろのちやう)</p> <p>盛岡市 (もりおかし)</p> <p>花巻市 (はなまきし)</p> <p>北上市 (きたかみし)</p> <p>遠野市 (とのおし)</p> <p>一関市 (いちのせきし)</p> <p>二戸市 (にのへし)</p> <p>八幡平市 (はちまんたいし)</p> <p>奥州市 (おうしやうし)</p> <p>岩手郡磐石町 (いわてぐんしづくいしちやう)</p> <p>岩手郡葛巻町 (いわてぐんくずまきまち)</p> <p>岩手郡岩手町 (いわてぐんいわてまち)</p> <p>岩手郡滝沢村 (いわてぐんたきざわむら)</p> <p>紫波郡紫波町 (しわぐんしわちやう)</p> <p>紫波郡矢巾町 (しわぐんやひぢちやう)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p> <p>また、千葉県においては、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市及び浦安市において多数の住家に被害が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【宮城県】</p> <p>登米市 (とめし)</p> <p>栗原市 (くりはらし)</p> <p>東松島市 (ひがしまつし)</p> <p>大崎市 (おほさきし)</p> <p>刈田郡蔵王町 (かいたぐんざおうまち)</p> <p>柴田郡大河原町 (しばたぐんおがわらまち)</p> <p>柴田郡川崎町 (しばたぐんかわさきまち)</p> <p>亘理郡亘理町 (わたりがんわたりがちよう)</p> <p>亘理郡山元町 (わたりがんやまもとちよう)</p> <p>宮城郡松島町 (みやぎぐんまつしままち)</p> <p>宮城郡七ヶ浜町 (みやぎぐんしちがはまち)</p> <p>宮城郡利府町 (みやぎぐんりあちよう)</p> <p>黒川郡大和町 (くろかわぐんたいわちよう)</p> <p>黒川郡富谷町 (くろかわぐんとみやまち)</p> <p>黒川郡大衡村 (くろかわぐんおほひらむら)</p> <p>遠田郡涌谷町 (とんだぐんわくやちよう)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p> <p>また、千葉県においては、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市及び浦安市において多数の住家に被害が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【福島県】</p> <p>会津若松市 (あいわかまつ)</p> <p>郡山市 (おやまし)</p> <p>いわき市 (いわき)</p> <p>白河市 (しろがわ)</p> <p>須賀川市 (すかがわ)</p> <p>喜多方市 (きたかた)</p> <p>相馬市 (そうま)</p> <p>二本松市 (にほんまつ)</p> <p>田村市 (たむら)</p> <p>南相馬市 (みなみそうま)</p> <p>伊達市 (だて)</p> <p>本宮市 (ほんみや)</p> <p>伊達郡桑折町 (だてぐんこおりまち)</p> <p>伊達郡国見町 (だてぐんくにみまち)</p> <p>伊達郡川俣町 (だてぐんかわまたまち)</p> <p>安達郡大玉村 (あだちぐんおたまむら)</p> <p>岩瀬郡鏡石町 (いわせぐんかがみしまち)</p> <p>岩瀬郡天栄村 (いわせぐんてんえいむら)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p> <p>また、千葉県においては、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市及び浦安市において多数の住家に被害が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【福島県】</p> <p>耶麻郡磐梯町 (やまくんぼんたいまち)</p> <p>耶麻郡猪苗代町 (やまくいなのしろまち)</p> <p>河沼郡会津坂下町 (かわぬまぐんかいづんげまち)</p> <p>河沼郡湯川村 (かわぬまぐんゆがわむら)</p> <p>大沼郡会津美里町 (おほぬまぐんかいづみさとまち)</p> <p>西白河郡西郷村 (にししかわぐんにしごうむら)</p> <p>西白河郡泉崎村 (にししかわぐんいづみさきむら)</p> <p>西白河郡中島村 (にししかわぐんなかじまむら)</p> <p>西白河郡矢吹町 (にししかわぐんやぶきまち)</p> <p>東白川郡棚倉町 (ひがししかわぐんたなぐらまち)</p> <p>東白川郡矢祭町 (ひがししかわぐんやまつりまち)</p> <p>石川郡石川町 (いしかわぐんいしかわまち)</p> <p>石川郡玉川村 (いしかわぐんたまかわむら)</p> <p>石川郡平田村 (いしかわぐんひらたむら)</p> <p>石川郡浅川町 (いしかわぐんあさかわまち)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p> <p>また、千葉県においては、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市及び浦安市において多数の住家に被害が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【福島県】</p> <p>石川郡古殿町 (いしかわぐんふるどのまち)</p> <p>田村郡三春町 (たむらくんみはるまち)</p> <p>田村郡小野町 (たむらくんおのまち)</p> <p>双葉郡広野町 (ふたばぐんひろのまち)</p> <p>双葉郡楡葉町 (ふたばぐんらほまち)</p> <p>双葉郡富岡町 (ふたばぐんとみおかまち)</p> <p>双葉郡川内村 (ふたばぐんかわうちむら)</p> <p>双葉郡大熊町 (ふたばぐんおおくままち)</p> <p>双葉郡双葉町 (ふたばぐんふたばまち)</p> <p>双葉郡浪江町 (ふたばぐんなみえまち)</p> <p>双葉郡葛尾村 (ふたばぐんかつおむら)</p> <p>相馬郡新地町 (そうまぐんしんちまち)</p> <p>相馬郡飯館村 (そうまぐんいひやたむら)</p> <p>南会津郡下郷町 (みなみあいづぐんしもごうまち)</p> <p>南会津郡南会津町 (みなみあいづぐんみなみあいづまち)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p> <p>また、千葉県においては、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市及び浦安市において多数の住家に被害が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【茨城県】</p> <p>つくばみらい市 (つくばみらい)</p> <p>小美玉市 (おみたま)</p> <p>東茨城郡茨城町 (ひがしいばらきぐんいばらきまち)</p> <p>東茨城郡大洗町 (ひがしいばらきぐんおあらいまち)</p> <p>東茨城郡城里町 (ひがしいばらきぐんしろさとまち)</p> <p>那珂郡東海村 (なかくんとうかいむら)</p> <p>久慈郡大子町 (くじくんだいごまち)</p> <p>稲敷郡阿見町 (いなしきぐんあみまち)</p> <p>那珂市 (なか)</p> <p>稲敷郡美浦村 (いなしきぐんみほら)</p> <p>稲敷郡河内町 (いなしきぐんかわちまち)</p> <p>筑西市 (ちくせい)</p> <p>稲敷市 (いなしき)</p> <p>北相馬郡利根町 (きたそうまぐんとねまち)</p> <p>【栃木県】</p> <p>宇都宮市 (うつのみや)</p> <p>小山市 (おやまし)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p> <p>また、千葉県においては、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市及び浦安市において多数の住家に被害が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【栃木県】</p> <p>真岡市 (まおかし)</p> <p>大田原市 (おたはらし)</p> <p>矢板市 (やたし)</p> <p>那須烏山市 (なすからすまし)</p> <p>さくら市 (さくらし)</p> <p>那須塩原市 (なすおほらし)</p> <p>芳賀郡益子町 (はがくましこまち)</p> <p>芳賀郡茂木町 (はがくもてぎまち)</p> <p>芳賀郡市貝町 (はがくいちかほまち)</p> <p>芳賀郡芳賀町 (はがくはがまち)</p> <p>塩谷郡高根沢町 (しおやくんたかねざわまち)</p> <p>那須郡那須町 (なすくんなすまち)</p> <p>那須郡那珂川町 (なすくんなかがわまち)</p> <p>【千葉県】</p> <p>旭市 (あさひし)</p> <p>香取市 (かとりし)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p> <p>また、千葉県においては、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市及び浦安市において多数の住家に被害が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【千葉県】 山武市 (さんむし) 山武郡九十九里町 (さんぶぐんくじゅうくりまち)	3月11日 "	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。 また、千葉県においては、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市及び浦安市において多数の住家に被害が生じている。	

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害 (人)			住家被害 (世帯)					備 考
		死者	行方不明	負傷	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損	
【千葉県】 ※千葉市美浜区 (ちばしみはく)	3月11日				16	320	2			3月24日12:00現在
※習志野市 (ならしのし)	"	1		1	2	207				"
※我孫子市 (あひし)	"				118					"
※浦安市 (うらやすし)	"			1	8	470				"

<注>※は今回適用分

2 今までのとられた措置

- ・避難所の設置、炊出しその他による食品の給与 等

平成23年3月12日(17:00)

【照会先】
社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
災害救助専門官 金子 雄一郎(内線2899)
救助係長 吉田 卓郎 (内線2819)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2614

長野県北部の地震にかかる災害救助法の適用について
(第1報)

1 災害の概要

長野県北部の地震により、長野県及び新潟県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とするため、長野県及び新潟県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【長野県】 下水内郡栄村 (しみのみちくんとさかえむら)	3月12日	3月12日の地震発生後、余震が続いており、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。	
【新潟県】 十日町市 (とおかまち)	3月12日		
上越市 (じょうえつし)	〃		
中魚沼郡津南町 (なかうぬまぐんつなんまち)	〃		

2 今までにとられた措置

・避難所の設置 等